

資料 4

(1) 野洲市みどりの基本計画に基づく取組み
について

野洲市公園再編計画・野洲市公園長寿命化計画
について

【令和4年度 公園再編計画策定】

1. 計画の位置づけと目的

公園再編計画は、令和3年7月に策定された、野洲市みどりの基本計画で示されている施策「身近な公園の適正配置」「公園緑地の再編と再生」を具体的に展開していくための計画である。

地元自治会の協力を得て公園の実態調査を実施し、意見や意向、課題を、整理、分析、評価して今後の公園のあり方を示すことを目的とする。

なお、みどりの基本計画アクションプランや、公園施設長寿命化計画等の関連計画と常に連動し、随時見直しをしていくものとする。

現況把握	上位関連計画、公園基礎情報の整理および実際に維持管理を委ねている地域（自治会）の意向を踏まえるため、各公園の実態把握を目的としたアンケートを実施した。 （１）公園基礎情報の整理 （２）上位関連計画（都市計画マスタープラン、みどりの基本計画の整理） （３）公園実態調査
基本的な考え方	みどりの基本計画で示された将来像「豊かなみどりが活力と交流をうむまち」を実現するために、再編にあたっての考え方を示した。 （１）基本方針 「公園の適正配置」「公園緑地の再編と再生」 「適正な維持管理の推進」 （２）評価方針 再編の方向性を４区分に分類 「現状維持」「機能分担」「機能転換」「統廃合(廃止)」 （３）評価基準 評価シート：「立地状況」「面積・誘致圏人口・誘致圏重複度合」「利用頻度」「環境保全状況」「地域(自治会)の意向」 判定フロー：評価点と総合的な視点
再編の方向性	各公園の公園実態調査と現状、基本方針、評価方針・基準を踏まえ、公園別に評価を行い、再編の方向性を示した。 （１）再編に向けた分類

2. 対象公園

【都市公園】（14箇所）

都市計画法に基づき地方公共団体や国により設置される公園又は緑地であり、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間。

【地域ふれあい公園】（179箇所）

地域のコミュニティ活動を推進するため公園。

3. 上位計画（みどりの基本計画）

みどりの基本計画は、「野洲市総合計画」を上位計画とし、「野洲市都市計画マスタープラン」と適合し、「野洲市環境基本計画」「野洲市景観計画」と調和した、都市の骨格となる総合的な緑地の整備・保全・活用等に関する施策を示すものである。

「活力と交流を生むみどりを増やすための施策」の中で「身近な公園の適正配置」と「公園緑地の再編と再生」が示されている。

みどりの基本計画の施策「公園緑地の再編と再生」（抜粋）

公園緑地の再編と再生

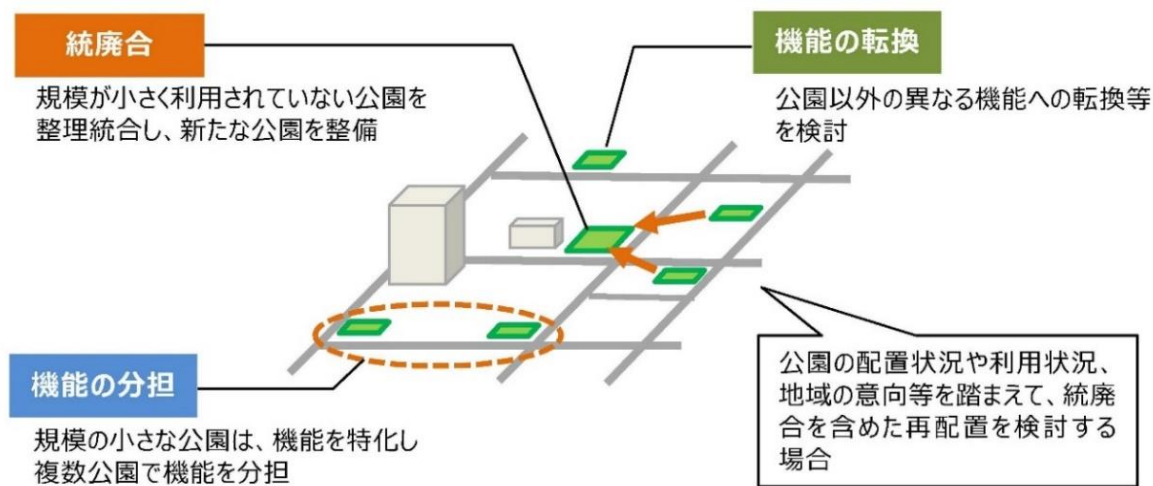
本市の公園の中には、規模が小さく利用目的が限定されるために、あまり利用されていない公園も見られます。また、遊具の老朽化や魅力不足を指摘する意見も聞かれますが、一方でメンテナンスや維持管理にかかる負担も課題となっています。

今後も進む少子高齢化や人口減少などに対応するためには、健康増進や子育てしやすい環境づくりに配慮した、子どもから高齢者までの幅広い世代に愛され、地域コミュニティの核となるような公園が求められます。

したがって、既存公園については、統廃合を含めた再配置や再生に取り組むこととします。

統廃合後の跡地については、グリーンインフラ[※]としての活用可能性も含めて有効利用について検討を行います。

■ 統廃合を含めた再配置の考え方



4. 公園実態調査

再編計画は、既存公園について実際に維持管理を委ねている地域（自治会）の意向を踏まえて今後の公園のあり方や再編の必要性などを検討する必要があることから、公園の実態と地域（自治会）の意向を確認するためのアンケート調査を行った。

自治会配布アンケート用紙（別紙①参照）

5. 基本方針

(1) 地域コミュニティの核となる公園の適正配置

市民のコミュニティ活動や交流、憩い遊びの場として重要な役割を担った公園の適正配置に取り組む。

(2) 利用者ニーズの多様化に適応した公園機能の再編と再生

今後も進む少子高齢化に対応するためには、健康増進や子育てのしやすい環境づくりに配慮した、幅広い世代に愛される公園機能の再編と再生に取り組む。

(3) 計画的で適正な維持管理の推進

地域に愛され利用される公園づくりの観点から、公園施設の点検や清掃活動など地域と一体になって取り組む。

6. 評価方針

(1) 都市公園

都市公園法に基づいて設置された都市公園は、施設の老朽化や地域の実情（利用実態）等を踏まえて基本的には「現状維持」とし、「再整備・施設更新」に係る公園施設等長寿命化計画を策定していく。

(2) 地域ふれあい公園

都市計画法や都市公園法に基づいて設置されていない公園等は、都市公園を補完するものとし、地域の実情を踏まえて、現状維持、機能の分担、機能転換、統廃合（廃止）を以下のとおり行う。

再編の分類と定義

分類	定義
現状維持	施設を計画的に且つ適切に管理しながら、現状の公園機能を維持する。
機能分担	公園の機能を特化し役割を見直す。 例えば、防災拠点として、かまどベンチ等の設置で防災公園や地域の実情や世代（遊具のみ・グラウンド専用）に応じた公園に変える。
機能転換	公園以外の異なる機能へ転換する。
統廃合 (廃止)	複数の公園を集約する。または、他公園で機能を代替できる場合は、廃止する。

7. 公園評価シートの作成

基本方針と評価方針を踏まえて、各公園の実情を評価するための評価シートは、公園基礎情報のほか、立地状況、およびアンケート内容を記入できるようにするとともに、立地・維持管理・存続要望を定量的に評価できるよう点数設定できるように作成した。

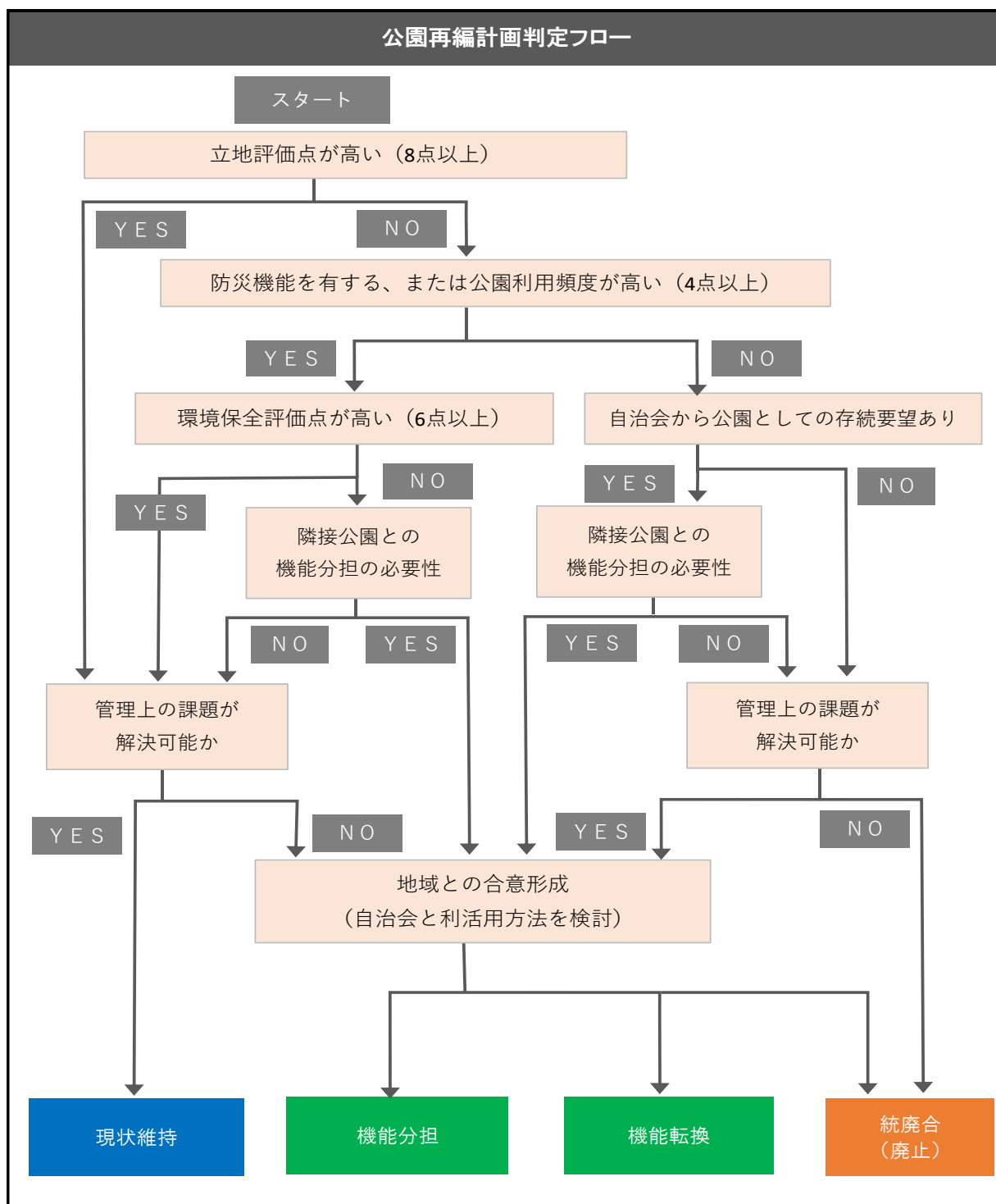
アンケート回答に基づく評価シート（別紙②参照：御上公園の例）

8. 再編の方向性

各公園の「野洲市内公園調査評価シート」を踏まえて、再編に向けた評価を、評価方針で設定した「現状維持」、「統廃合」、「機能転換」、「機能分担」の4区分に分類した。

分類は、各公園の評価シートに基づき、立地状況、利用頻度、防災機能、環境保全状況の評価点の他、各公園の個別事情や地域(自治会)の意向も考慮するなど、総合的な視点で評価するものであり、以下の判定フローに基づくものとする。

野洲市公園再編計画判定フロー



判定フローをもとに、評価の分類を踏まえた公園種別の評価数は以下の通りである。

評価の分類を踏まえた公園種別の評価数

公園種別	現状維持	機能分担	機能転換	統廃合 (廃止)
都市公園（14）	14	0	0	0
ふれあい公園（179）	143	17	11	8

9. 再編に向けての取り組み

今後、地域(自治会)との合意形成を前提に各公園の再編の方向性に沿って、以下のとおり、再編の具現化に向けた取り組みを進めていく。

但し、今後の人口動向、地域のニーズ、維持管理の状況等、様々な事情の変化を踏まえつつ、適宜、再編の方向性を見直すことで、適切に再編を進めていく。

（１）地域(自治会)との合意形成

各公園の評価シート（別紙②参照：御上公園の例）を自治会にフィードバックし、特に再編・再生に位置づけられた対象公園について地域との合意形成を前提に協議を進めていく。

（２）地域(自治会)による維持管理

今後の地域による維持管理を具体的に示した「管理協定」を自治会と締結する。

管理協定書 （別紙③参照）

（３）公園施設の長寿命化の推進

公園再編計画において「現状維持」と分類された都市公園においても、アンケートから、施設の老朽化が顕著であるとの回答が多くみられた。

本計画で設定した基本方針にある、市民のコミュニティ活動や交流、憩い遊びの場として重要な役割を担った公園の適正配置に取り組み、質的向上に向けた再編・再生を目指すため、施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新を計画的に行う必要があることから、公園施設等長寿命化計画を策定する。

また、地域の公園においても施設の点検結果に基づき、補修や更新を実施する。

【 令和 5 年度 公園再編計画の具現化 】

1. 再編計画に基づくフィードバック（自治会説明）

①方向性の決定

各公園の評価シートを自治会にフィードバックし、必要に応じて自治会と協議を行い、最終的な合意形成を図ったうえで、次のとおりとなりました。

- ・現状維持とする公園 1 7 4 公園(うち都市公園 1 4 公園)
- ・廃止統合する公園 2 3 公園

②存続する公園の維持管理

公園の日常管理については自治会に委ねていますが、管理内容等が明文化されていないため、新たに公園管理に係る「管理協定」を自治会と締結しました。

- ・管理協定締結自治会数 8 1 自治会

③市有地以外の土地（神社用地等）に設置している公園の貸付契約

存続が必要と判断した公園については、土地所有者から市が無償で公園用地の適正化を図るため借受ける契約を締結しました。

- ・土地の貸付契約を締結した公園 2 0 公園

2. 公園施設の長寿命化の推進

都市公園については、予防保全的な維持管理を図るために、公園施設等の長寿命化計画を策定しました。令和 6 年度以降、本計画に基づき都市公園の遊具等の改修を年次的に行っております。

【 令和5年度 公園施設長寿命化計画策定 】

1. 目的

市内公園施設において、都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的として策定するものである。業務の内容は、既存資料を基に公園施設に関する情報を収集し、現地確認を行った上で公園および公園施設に関する情報を整理する「予備調査」を行い、予備調査の結果を基に一般施設・遊具・建築物・各種設備の「健全度調査と健全度・緊急度判定」を実施する。そして、これらの結果から、「公園施設長寿命化計画の策定」を策定することを目的とする。

2. 計画策定の流れは

- ①予備調査 現地調査により設置施設を把握
- ②健全度調査 ①で把握した施設の劣化状況を調査
- ③計画の策定 ①②の結果を踏まえ対策内容や年次計画を検討

3. 都市公園 14箇所



4. 予備・健全度調査結果

【予備調査】公園台帳及び現地調査により、対象公園の概要や設置施設等を把握した。

【健全度調査】予備調査より、予防保全型管理施設(遊具、定期修繕・補修が前提の施設)に区分した施設を対象に、専門技術者による詳細な点検を行った。

【評価基準】健全度判定の基準・緊急度判定の設定

※遊具については、利用者の安全を考慮し、健全度 C は緊急度判定で『高』とする。

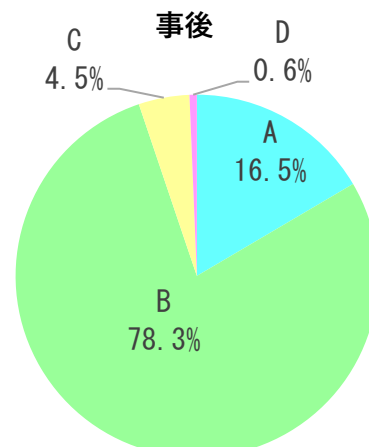
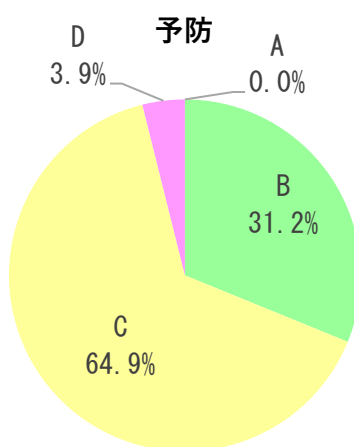
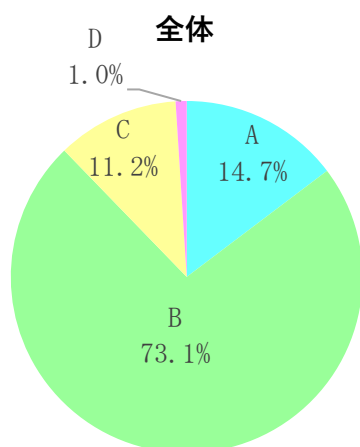
健全度判定	評価基準	緊急度判定
ランク A	全体的に健全。緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理。	低
ランク B	全体的に健全だが、部分的に劣化が進んでいる。劣化部分について定期的な観察が必要。	
ランク C	全体的に劣化が進んでいる。利用し続けるには部分的な補修や更新が必要。	中
ランク D	全体的に顕著な劣化である。重大な事故につながる恐れがあり、利用禁止、緊急補修、更新が必要。	高

【調査結果】予備調査及び健全度調査の結果

健全度	全体	予防保全型	事後保全型	緊急度	予防保全型	事後保全型
ランク A	102	0	102	低	24	585
ランク B	507	24	483			
ランク C	78	50	28	中	22	28
ランク D	7	3	4	高	31	4
合計	694	77	617	合計	77	617

緊急度は、健全度評価結果を基に、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】(H30.10 国土交通省都市局公園緑地・景観課)」に従って設定。

※健全度 C の『遊具』については、利用者の安全面を考慮して、緊急度は【高】としている。



【管理方法】

●予防保全型管理施設

- ・劣化や損傷が進み、緊急度を「高」と設定した公園施設に対する長寿命化のための補修、もしくは更新を行う。
- ・「健全度（劣化）ランク B」以上を維持することを目標とする。
- ・予防保全型管理として、公園施設の日常的な維持保全に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行う。
- ・遊具及び法令などの規定による点検がある各種設備については 1 年に 1 回以上の定期的な健全度調査を行い、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5 年に 1 回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・時代のニーズに的確に対応するため、使用見込み期間終了での更新を基本としつつ、施設毎に必要な計画的な補修と更新を行いながら、L C C（ライフサイクルコスト）の削減に努める。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・更新時には施設の必要性および優先順位を再度検討するなどにより、将来的な管理負担の軽減も目指すものとする。
- ・公園施設の日常的な維持保全に加え、定期的に健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修・更新を行う。

●事後保全型管理施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う（基本的に使用見込み期間での更新は行わず、健全度（劣化）判定「D」の手前で更新を検討する）
- ・更新時には施設の必要性および優先順位を再度検討し、安易に更新するのではなく、利用頻度が少ない場合などは、規模縮小についても視野に入れる。
- ・日常的な維持保全、日常・定期点検を実施し、機能が確保できないと判断された時点で撤去・更新を行う。

【計画期間】 2024 年度～2033 年度(10 年間)

【 令和 6 年度以降 公園施設長寿命化計画に基づく事業実施状況 】

●令和 6 年度

- ・野洲川河川公園管理棟改修設計業務委託
- ・永原第 2 公園複合遊具更新設計業務委託
- ・中央公園複合遊具更新設計業務委託（吉地地先）

●令和 7 年度（予算要求中）

- ・野洲川河川公園管理棟改修工事
- ・永原第 2 公園複合遊具更新工事
- ・中央公園複合遊具更新工事（吉地地先）

●令和 8 年度以降も順次、計画に基づき実施していく。

【 令和 6 年度以降 公園再編計画に基づく事業実施状況 】

●令和 6 年度

廃止した公園の利活用に向けた取り組み

- ・廃止対象公園（3 公園）を売却するための境界確定業務
- ・廃止公園（1 公園）を事業者に貸付するための手続き業務
- ・自治会活動交付金の見直し業務

野洲市内公園自治会アンケート用紙

回答期限 令和4年8月10日

記入日 令和 年 月 日

三上自治会長 (印)

●公園情報

- 公園名 御上公園 (タコ公園)
- 所在地 三上字三上森 839
- 管理自治会 三上自治会
- 公園の設置時期 昭和 46 年 3 月 31 日
- 公園の面積 751.00 m²
- 自治会活動交付金 18,000 円
- 遊具及び施設 2連ブランコ、造形滑り台(木)、ジャングルジム、砂場、造形遊具(木)、フェンス、ベンチ(固定式) 3、シェルター

上記の公園についての状況をお聞かせください。

問 1 自治会での公園施設維持管理費として、主な用途状況を記入して下さい。

例：上下水道代、草刈、土砂等搬入、薬剤散布、樹木剪定、その他修繕経費等

項目	年間経費 (円)	作業等の場合、頻度(回数)を記入してください。

問 2 公園の利用頻度・利用用途・利用者、団体を具体的に記入して下さい。

頻度(回数)	用 途	利用者・団体

問 3 当公園は、自主防災組織の一時避難場所に指定されていますか、また防災訓練等を行っていますか。該当する番号を○で囲んで下さい。

- 一時避難場所として指定して、防災訓練等を行っている。
- 一時避難場所として指定しているが、防災訓練等を行っていない。
- 一時避難場所として指定していないが、防災訓練等を行っている。
- 一時避難場所として指定しておらず、防災訓練等も行っていない。
- その他 ()

問 4 定期的(年次計画)な公園施設維持管理の頻度に該当する番号を○で囲んで下さい。

- 月 1 回
- 週 1 回以上
- 県下一斉清掃時(年 2 回)のみ
- なし
- その他 (具体的な回数)

別紙①

問 5 現在、公園施設維持管理で課題や困っている事を記入して下さい。

問 6 公園遊具等の維持管理について、該当する番号を○で囲んで下さい。

- 実施していない
- 自治会管理
- 自治会以外の団体管理(団体名)
- 遊具はない
- その他 ()

問 7 問 6 で「1. 実施していない」以外を回答された場合、管理内容を具体的に記入して下さい。

問 8 現在、公園遊具等で新設や撤去した方が良いと思われる遊具はありますか。

該当する番号を○で囲んで下さい。

- ある
- ない

問 9 問 8 で「1. ある」と回答された場合、具体的な遊具名とその理由を記入して下さい。

新設	
撤去	

問 10 公園情報に記載の「遊具及び施設」以外に公園内に設置されている付属物がありますか。

例：電柱、外灯、防災スピーカー、物置、防災倉庫、時計、防火水槽、浄化槽 等

公園内に必要な物	
移設可能な物	
移設不可能な物	
公園隣接地	

問 11 公園の樹木維持管理について、該当する番号を○で囲んで下さい。

また、中高木（高さ 3m 以上の樹木）の本数を記入して下さい。

- 実施していない
 - 自治会管理
 - 自治会以外の団体管理(団体名)
 - その他()
- 中高木の本数(本)

問 12 公園内に設置されているトイレの維持管理について、該当する番号を○で囲んで下さい。

- 自治会管理
- 自治会以外の団体管理(団体名)
- わからない
- トイレはない
- その他 ()

問 13 当公園の今後の在り方や意向について、該当する番号を○で囲んでください。

- 公園として現状維持
- 廃止
- その他の機能として転換

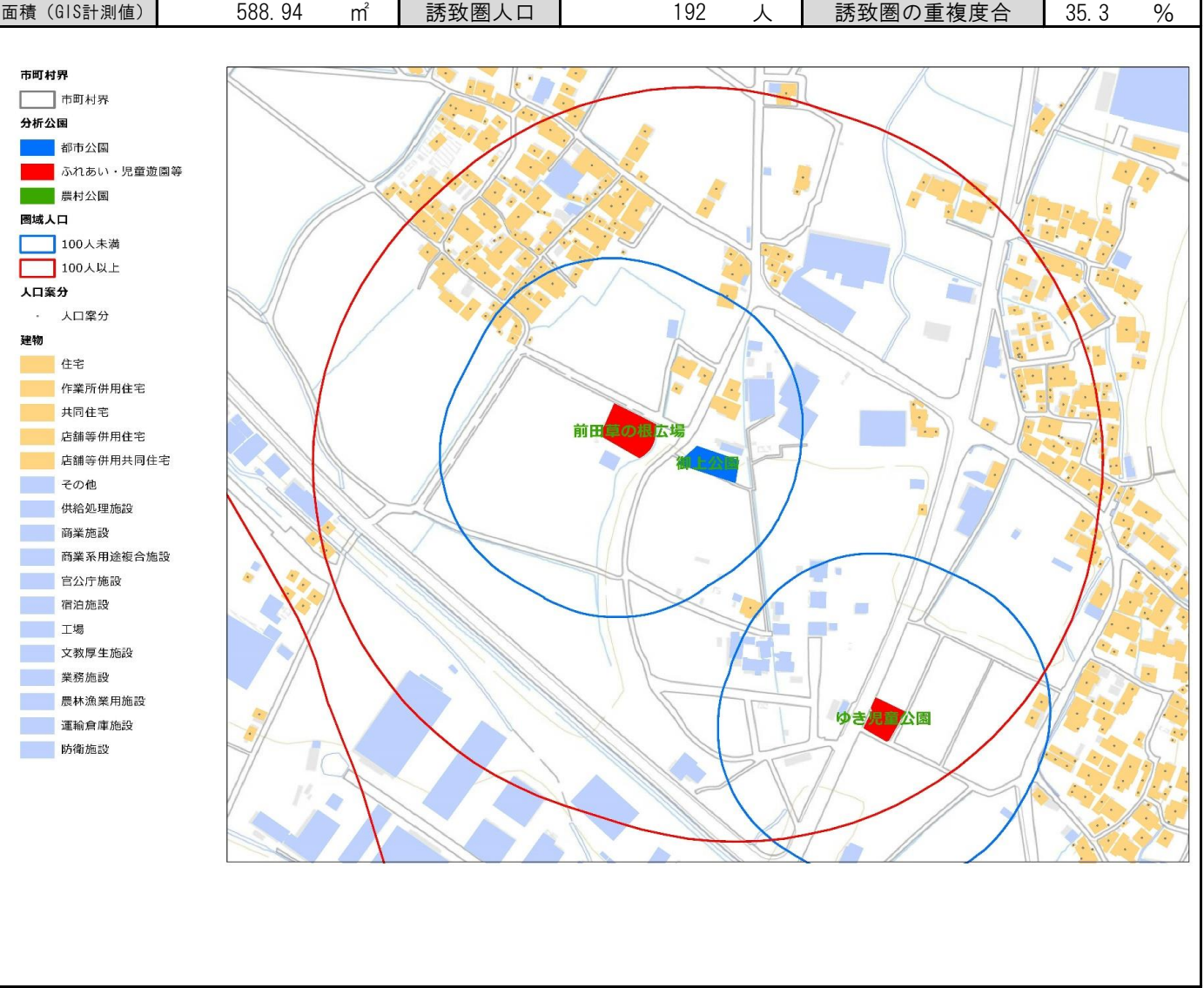
問 14 問 13 で「2. 廃止、3. その他の機能として転換」と回答された場合、理由を記入して下さい。

野洲市 公園評価シート(1 御上公園(タコ公園))

公園情報

公園名	御上公園（タコ公園）（都市/街区公園）	計画決定年月日	昭和47年6月20日	計画決定面積	0.08 ha
所在地	野洲市三上字三上森839	公園番号	1	供用年月日	昭和46年3月31日
遊具及び施設	2連ブランコ、造形滑り台（タコ）、ジャングルジム、砂場、造形遊具（タコ）、フェンス、ベンチ（固定式）3、シェルター				
管理自治会	三上自治会	自治会活動交付金	18,000 円		

公園位置図(立地状況)



公園維持管理

維持管理項目	作業等の場合、頻度（回数）
清掃用具費	数年前に物置を設置し、用具を更新

公園利用頻度

頻度（回数）	用途	利用者・団体
年1回	魚つかみイベント	三上環境保存会
週1回以上	遊び場	小さな子ども

公園評価(立地・維持管理)

分類	評価項目	評価内容	評価ランク	評価点	評価値
立地	敷地面積	大きい方が評価大 （利用の多様化）	0～150㎡未満 150～300㎡ 300㎡以上	0 1 2	2
	誘致圏人口	人口が多い方が評価大 （都市公園：半径250m圏内） （ふれあい・児童公園等：半径100m圏内）	～100人 100～300人 300人以上	0 1 2	1
	誘致圏の重複度合	重複が多いほど評価は低い	重複度面積（50%以上） 重複度面積（50%未満） なし	0 1 2	1
	利用状況	利用頻度が高い方が評価大 （利用が全くないが、一時避難場所の設定 が有りの場合は評価点4とする）	全くなし 頻度が月1回程度 頻度が週1回以上	0 2 4	4
環境保全	清掃等維持管理状況	清掃等の維持管理頻度が多い方が評価大	全くなし 頻度が月1回程度 頻度が週1回以上	0 2 4	2
	遊具等維持管理状況	管理状況が高い方が評価大	遊具なし・点検なし 日常点検実施している	0 1	1
	樹木維持管理状況	樹木維持管理状況が高い方が評価大	管理なし その他回答 自治会等で実施	0 1 2	1

	評価項目	点数	評価コメント
評価点	立地	8 点	（児童遊園64）前田草の根広場が隣接するも、評価は高い。
	環境保全	4 点	環境保全評価点は低い

公園現況と自治会の要望

現状把握	利用状況・用途等	定期利用団体	1団体	児童登校集合場所	
		一時避難場所指定	無	防災訓練の実施	無
	維持管理の課題				
	遊具等の維持管理	自治会	具体管理内容	清掃時の他、100人会による剪定時にチェック	
	遊具新設・撤去要望	新設遊具	なし		
		撤去遊具	なし		
	附属物設置状況	移設可能			
		移設不可			
		公園隣接地	物置		
	樹木維持管理状況	生垣の剪定のみ		樹木数(中高木3m以上)	- 本
要望	トイレの設置状況	トイレなし			
	自治会の意向（存続調査）理由	小さな子どもの遊び場として活用されているため、公園として現状維持			

再編に向けた評価

分類	■現状維持 □機能分担 □機能転換 □統廃合（廃止）
理由	立地評価点が高いため、現状維持とする。

野洲市内公園の管理協定書

野洲市長 栢木 進（以下「甲」という。）と〇〇自治会 自治会長〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の公園施設（以下「公園施設」という。）の管理に関して次のとおり協定を締結する。

（公園施設の名称等）

第1条 公園施設の名称等は次のとおりとする。

名称	所在地	面積(㎡)	区分
〇〇公園	野洲市〇〇 〇〇番地	〇〇	都市公園
△△草の根広場	野洲市△△ △△番地	△△	地域ふれあい公園

※公園の面積は地理情報システムより測定した値とする。

（公園施設の管理および範囲）

第2条 甲・乙は、公園施設を常に良好な状態に管理するものとする。

2 乙は、前項に規定する管理を行うため、次に掲げる事項について実施するものとする。

- （1）公園施設の清掃および除草
- （2）公園施設の樹木管理(剪定・伐採・薬剤散布)
- （3）公園施設外周フェンスの維持修繕
- （4）公園施設の簡易修繕(砂補充、塗装等)
- （5）自治会で設置された工作物等（倉庫、時計、ベンチ等）の維持管理

3 甲は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- （1）公園施設（遊具等）の定期点検および修繕
- （2）外周フェンス破損個所が河川沿い高低差 0.8m以上の場合、危険度に応じた修繕
- （3）公園施設内の樹木（高木樹木 3.0m以上）の剪定および伐採（自治会からの要請を受け必要性に応じて行う。）
- （4）公園施設内の樹木薬剤散布（自治会からの要請を受け必要性に応じて行う。）
- （5） その他、自治会で対応困難な場合は、甲乙協議の上決定する。

4 乙は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、必要な対応を行うこと。

- （1）公園施設に工作物（樹木の植樹も含む）を設置する場合や目的外(駐車場等)の使用をする場合、速やかに甲に占用申請を行うこと。
- （2）公園施設に異常又は事故が発生した場合、甲に速やかに報告を行うこと。

（協定期間）

第3条 この協定による協定期間は、この協定の締結の日から公園施設が廃止されるまでとする。

（公園施設の維持管理費用負担）

第4条 甲は、公園施設の維持管理に関する費用として、野洲市自治会活動交付金交付要綱(平成 20 年野洲市告示第 21 号)に定める額を乙に交付する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の内容を変更しようとするときは、甲・乙双方の協議により決定するものとする。

この協定の締結の証として本書二通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

令和5年（2023年） 月 日

甲 野洲市小篠原2100番地1
野洲市長 栢木 進

乙 〇〇自治会
自治会長 〇〇 〇〇